

Ⅲ. 放送と人権等権利に関する委員会

1. 委員会の活動	33
2. 人権に関する苦情対応状況	34
3. その他	35
4. 放送人権委員会「委員会決定」事案名と判断内容	38

Ⅲ. 放送と人権等権利に関する委員会 〔放送人権委員会〕

1. 委員会の活動

委員会等	日時	主な内容
第171回	2011年 4月19日	・TBSテレビ「ブランドバッグ販売をめぐる輸入業者からの訴え」事案、審理入り決定。
第172回	5月17日	・「ブランドバッグ販売をめぐる輸入業者からの訴え」事案、申立て取り下げにより、審理打ち切りを決定。 ・委員会決定第46号「大学病院教授からの訴え」の当該局(テレビ朝日・朝日放送)の対応報告書を検討。
第173回	6月21日	・「大学病院教授からの訴え」の当該局の対応報告書を検討。 ・委員会運営上の課題の検討。
第174回	7月19日	・委員会運営上の課題の検討。 ・仲介・斡旋事案「店の信用にかかわる映像使用をされたとの訴え」の報告。
第175回	9月20日	・委員会運営上の課題の検討。
意見交換会 (広島)	10月4日	・中国・四国地区の放送事業者との「意見交換会」を広島で開催。
第176回	10月18日	・委員会運営上の課題の検討。
第177回	11月15日	・委員会運営上の課題の検討。
第178回	12月20日	・委員会運営上の課題の検討。 ・在京・在阪局への聞き取り調査結果の報告。
第179回	2012年 1月17日	・委員会運営上の課題の検討。 ・在京・在阪局への聞き取り調査結果に関する検討。
放送局見学 (NHK)	2月14日	・東京・渋谷のNHK放送センターを訪問・見学。
第180回	2月21日	・在京・在阪局への聞き取り調査結果に関する検討。
第181回	3月13日	・在京・在阪局への聞き取り調査結果に関する検討。

2. 人権に関する苦情対応状況

(1) 「苦情」「審理」「委員会決定」等の件数

	当事者からの苦情 (注)	仲介・斡旋解決	審理	委員会決定
2011年度	24	1	1	0
委員会発足からの 累計(1997年度～)	1,515	70	40	46

* 今年度の報告書から、本統計の形式を改めた。

(注) 当事者からの苦情とは、本人またはその直接の関係人からの人権関連の苦情。

(2) 「委員会決定」事案

2011年度、「委員会決定」事案はなかった。委員会の審理および決定に関して、以下の点を委員会で取り扱い、対応した。

○ 審理入り決定後の申立て取り下げ

第171回委員会(4月19日)で「ブランドバッグ販売をめぐる輸入業者からの訴え」事案の審理入りを決定したが、その後、申立人から申立てを取り下げたい意向の書面が提出された。第172回委員会(5月17日)で取り扱いを協議した結果、申立人側にこれ以上争う意思がないものと判断し、事案の審理を行わないことを決めた。

審理入り決定後の申立て取り下げは、初めて。

○ 「大学病院教授からの訴え」事案の「委員会決定」をめぐって

本件については、2011年2月8日に、「放送倫理上問題あり」とした委員会決定第46号を申立人と当該局のテレビ朝日・朝日放送に通知し公表していた。

【『BPO報告』No.93参照】

局側からは「委員会決定を受けての取り組み」(5月2日付)が委員会に提出されたが、参考として別の文書が添付されていたため、第172回委員会(5月17日)で、局側に検討を求めたうえで次回委員会で話し合うことを決めた。

局側から6月20日付で報告書が再提出された。報告書は、「(判決内容の紹介と用語について)放送倫理上の問題や表現上の問題を指摘された決定内容の一部に、なお違和感が拭えない」などと述べ、それらの点の説明があった。このため、第173回委員会(6月21日)で議論した結果、民放連の『放送倫理・番組向上機構への対応に関する申し合わせ』(2003年6月19日)に基づき、委員会の「意見」(7月4日付)を付して報告書を公表した。

「意見」では、判決の紹介をめぐる局側の疑問に対する決定の考え方を詳細に説明したうえで、「放送にどんな高邁な意図があろうとも、局の立場から些細なことと軽視して事実を曖昧にしたり、歪めることによって、報道される側の人権を損なったり、その心情を傷つけかねない危険があることを片時も忘れてはならない」などと述べた。

【局側の報告書と放送人権委員会の意見は『BPO報告』No.99参照】

本決定の通知・公表後、番組で取材・放送された大学病院の医師(申立人とは別人)か

ら、決定内容に関する「通知書」(2011年4月7日付)がBPOに届いた。「通知書」は、番組前半で取り上げられた直腸がん患者の遺族による裁判に医師が具体的にかかわった事実はないとして、決定の「放送内容の概要」の当該部分の記述の訂正を求めるものであった。

委員会で検討した結果、要約として放送内容に反していないなどとして訂正の必要性は認めないものの、医師から訂正の申し入れがあった事実を決定の「放送内容の概要」に「注記」することにした。「通知書」は、決定において大学病院で起きた医療事件の民事高裁判決の解釈が誤っているとして、この点の訂正も求めているが、委員会は、判決の解釈が変わりがないことを改めて確認し、その旨を回答した。

また、医療問題にかかわる団体から、決定内容の訂正や委員会議事録の公開を求める文書が届いた。委員会で協議した結果、放送によって人権侵害を受けたとする申立てに基づいて申立人と放送事業者との間の具体的紛争を処理するという委員会の性格上、当事者以外の団体や個人に見解を示したり回答をしたりすることは適当でないとの見解で一致した。議事録については、ホームページに掲載している議事概要をもって議事録としていることを確認し、これらを記した文書を団体に送った。

(3) 仲介・斡旋解決した事案

○「店の信用にかかわる映像使用をされたとの訴え」

在京民放テレビキー局が2011年4月に放送した情報バラエティー番組で、以前、撮影した古美術店の外観の映像を使用したことについて、この古美術店の経営者が、番組内容とは全く関係がないのに、「あたかも私の店が放送で取り上げた古美術品を売ったかのような使われ方をされ、信用問題になっている」として、テレビ局に放送でのお詫びを求め抗議した。これに対しテレビ局は、「ホームページ上のお詫び・訂正であれば可能だが、番組内ではできない」と回答したため、経営者が委員会に訴えた。

委員会事務局が、テレビ局に経営者の意向を伝えるとともに再度話し合うよう要請した結果、番組責任者が経営者に会って映像使用について番組内で説明を行う旨の提案をした。経営者はこれを了承し、その後、番組内で放送された「お詫び」を納得し、解決した。 [放送=2011年4月、解決=7月]

(4) 審理対象外とした案件

なし。

3. その他

(1) 広島で「意見交換会」を開催

放送人権委員会は10月4日に、広島で中国・四国地区のBPO構成員の放送事業者との意見交換会を開催した。この意見交換会は毎年1回、各地区で順次開いているもので、広島での開催は6年ぶりで、14社63人が出席した。

東日本大震災の報道について3人の委員がスピーチを行った後、「顔なし、モザイク映像の多用と報道の信頼性」等のテーマについて、3時間半にわたって意見交換した。震災報道に関連して、「遺体の撮影と映像の取り扱い」「原発事故取材と取材者の保護」につい

でも議論が交わされた。

事後アンケートでは、「伝えるべきは伝えるというメディアとしての気概を持って、という委員の意見を重く受け止める」などの回答とあわせて、取材・制作の現場で働く若手がより多く出席できる場の設定、意見交換会の回数増の要望等が寄せられた。

〔意見交換会の詳細は『BPO報告』No.103別冊参照〕

（２）NHKの報道現場を見学

放送人権委員会は2012年2月14日の夕方、東京・渋谷のNHK放送センターを訪れ、報道現場を見学した。委員8人が参加した。テレビ報道の責任者から震災報道の取り組みを聞いた後、ニュースセンターで地震・津波の緊急報道の説明を受け、夕方のニュース情報番組『首都圏ネットワーク』のスタジオや送出の様子を見学した。

委員からは、ニュースの制作・送出に大勢の職員やスタッフが携わっていることに驚いたという声が多く聞かれた。そのほか、「ニュースの取材と制作にはすごい人手と費用がかかっていることを、視聴者や出来上がったニュースを配信するサイト運営会社の人に理解してもらわないといけない」「ニュースをわかりやすく伝える努力をされているが、受信料で支えられているNHKだけにしかできない問題の発掘、取材にもっと力を入れてほしい」などの感想があった。

（３）委員会運営上の課題の検討

2011年2月の第169回委員会以来、申立書の受理から審理、決定の通知・公表に至る「委員会運営全般のあり方」について検討を重ねてきたが、第179回委員会(2012年1月17日)で検討を終えた。

一連の検討作業を通じて、申立人と放送局側から提出される書面、資料や事務局が収集する参考資料の取り扱いを確認。さらに、申立人と放送局側のヒアリングにあたっては、委員会が問題意識を持つに至った放送倫理上の問題点を事前に書面で送付することや、ヒアリングの際の委員の質問に書面で回答の追加や補足ができることなどの改善策を講じることがまとまった。

また、2012年2月から申立書の書式をBPOホームページからダウンロードできるようにし、あわせて具体的な記入例も掲載することにした。これまで、委員会へ訴える人には事務局が申立書のひな型を送って提出してもらうケースが多く、苦情申立ての負担を軽くし、簡便化する一環として実施した。

（４）在京・在阪局への聞き取り調査結果に関する検討

9～10月にBPO事務局が行った在京局と在阪局に対する聞き取り調査では、放送人権委員会の「委員会決定」について、「表現が難しい」「人権侵害を扱う放送人権委員会が放送倫理上の問題を判断することに違和感がある」「“放送倫理違反”と“放送倫理上問題あり”の違いがわからない」など多くの意見や要望があった。

こうした声を受け止めて、第179回委員会(2012年1月17日)から、テーマごとに議論を続けている。

決定文については、委員会としても、わかりやすさの点で改善の余地があるという認識に立って、次の審理案件から表現上の工夫や論点の整理、明確化に努めることにした。

また、放送倫理をめぐっては、「人権侵害ではないが放送倫理上の問題があると指摘することは、人権救済を目指す第三者機関として重要な役割である」などとして、人権侵害とそれにかかわる放送倫理の問題は委員会の判断の2本柱であることを確認し、法と倫理は別の概念であることにも十分配慮しながら対応していくことになった。

(5) 「委員会決定」の周知等

委員会決定第46号「大学病院教授からの訴え」に関する研修会が4月12日、当該局であるテレビ朝日で開かれ、堀野委員長らが出席。決定内容をめぐって率直で活発なやり取りが行われた。

また、決定内容と当該局の対応報告、それに対する委員会の意見、テレビ・新聞の報道の状況等をまとめたブックレットを7月に発刊した。

4. 放送人権委員会「委員会決定」事案名と判断内容

(2011. 5. 17現在)

事 案 名 (決定日)		対 象 局	決定No.	委 員 会 決 定	
1	サンディエゴ事件報道 (98. 3. 19)	NHK	1号	見解	問題なし
		TBS	2号	見解	放送倫理上問題あり
		テレビ朝日	3号	見解	放送倫理上問題あり
		テレビ東京	4号	見解	放送倫理上問題あり
2	其枝幼稚園報道 (98. 10. 26)	NHK	5号	見解	放送倫理上問題あり
3	大学ラグビー部員 暴行容疑事件報道 (99. 3. 17)	日本テレビ	6号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		TBS	7号	見解	問題なし
		フジテレビ	8号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テレビ朝日	9号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テレビ東京	10号	見解	問題なし
4	隣人トラブル報道 (99. 12. 22)	フジテレビ	11号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
5	自動車ローン詐欺事件報道 (00. 10. 6)	伊予テレビ	12号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
6	援助交際ビデオ関連報道 (01. 1. 30)	名古屋テレビ	13号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テレビ愛知	14号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		中京テレビ	15号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
7	インターネットスクール報道 (02. 1. 17)	日本テレビ	16号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
8	熊本・病院関係者死亡事故報道 (02. 3. 26)	テレビ朝日	17号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
9	出演者比喻発言問題 (02. 9. 30)	テレビ朝日	18号	見解	番組内、放送後の対応に問題あり (少数意見付記)
10	福井・産廃業者行政処分報道 (02. 12. 10)	NHK福井	19号	見解	問題なし
11	女性国際戦犯法廷・ 番組出演者の申立て (03. 3. 31)	NHK	20号	見解	放送倫理違反 (少数意見・補足意見付記)
12	山口県議選事前報道 (03. 12. 12)	テレビ山口	21号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
13	中学校教諭・懲戒処分 修正裁決報道 (04. 5. 14)	北海道 文化放送	22号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
14	国会・不規則発言編集問題 (04. 6. 4)	テレビ朝日	23号	勧告	人権侵害
15	警察官ストーカー被害者報道 (04. 12. 10)	名古屋テレビ	24号	見解	問題なし
16	産婦人科医院・行政指導報道 (05. 7. 28)	NHK名古屋	25号	勧告	重大な放送倫理違反
17	喫茶店廃業報道 (05. 10. 18)	毎日放送	26号	見解	放送倫理違反
18	新ビジネス“うなずき屋”報道 (06. 1. 17)	テレビ東京	27号	見解	放送倫理違反
19	バラエティー番組における 人格権侵害の訴え (06. 3. 28)	関西テレビ	28号	勧告	人権侵害
20	若手政治家志望者からの訴え (06. 7. 26)	日本テレビ	29号	見解	迅速・丁寧な対応を要望

21	民主党代表選挙の論評問題 (06. 9. 13)	テレビ朝日	30号	見解	問題なし
22	エステ店医師法違反事件報道 (07. 6. 26)	日本テレビ	31号	見解	放送倫理違反
23	ラ・テ欄表記等に対する訴え (07. 6. 26)	テレビ朝日	32号	見解	適正なラ・テ欄表記を要望
24	広島ドッグパーク関連報道 (07. 8. 3)	朝日放送	33号	見解	問題なし
25	部落解放同盟大阪府連 幹部からの訴え (07. 11. 12)	毎日放送	34号	見解	表現のあり方等について要望
26	“グリーンピア南紀” 再生事業の報道 (07. 12. 4)	読売テレビ	35号	見解	問題なし
27	産廃不法投棄業者の隠し撮り報道 (08. 3. 18)	福島テレビ			審理入り後の和解成立により解決
28	高裁判決報道の公平・公正問題 (08. 6. 10)	NHK	36号	見解	放送倫理違反
29	群馬・行政書士会幹部不起訴報道 (08. 7. 1)	FM群馬	37号	見解	放送倫理違反
30	広島県知事選裏金疑惑報道 (08. 12. 3)	中国放送	38号	見解	ホームページでの当該報道の文字 情報は放送と同視せず(意見付記)
31	徳島・土地改良区横領事件報道 (09. 3. 30)	テレビ朝日	39号	勸告	重大な放送倫理違反 (補足意見・少数意見付記)
32	保育園イモ畑の行政代執行を めぐる訴え (09. 8. 7)	TBS	40号	勸告	重大な放送倫理違反(意見付記)
33	割り箸事故・医療裁判判決報道 (09. 10. 30)	TBS	41号	勸告	重大な放送倫理違反
34	派遣法・登録型導入報道 (09. 11. 9)	テレビ朝日 朝日放送	42号	見解	構成・表現に関し配慮を求む
35	旅館再生レポート・女将の訴え (10. 2. 18)	フジテレビ			審理入り後の和解成立により解決
36	拉致被害者家族からの訴え (10. 3. 10)	テレビ朝日	43号	見解	放送倫理上問題あり (補足意見付記)
37	上田・隣人トラブル殺人事件報道 (10. 8. 5)	テレビ朝日	44号	見解	放送倫理上問題あり(意見付記)
38	機能訓練士からの訴え (10. 9. 16)	TBS	45号	見解	問題なし
39	大学病院教授からの訴え (11. 2. 8)	テレビ朝日 朝日放送	46号	見解	放送倫理上問題あり
40	ブランドバッグ販売をめぐる 輸入業者からの訴え (11. 5. 17)	TBS			審理入り後申立て取り下げ